

島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会設置要綱

1. 目的

がん、心・血管系疾患、精神疾患、歯科疾患、感染症といった様々な健康課題に対する施策は、壮年期からの疾病予防を含めた健康づくりの観点から、地域と職域で幅広い取り組みが必要である。保健医療専門団体、保険者、職域団体、職域保健関係者、行政機関が連携し、壮年期の健康づくりを推進することを目的に、島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会（以下、協議会）を設置する。

2. 委員

- (1) 協議会は、別紙に掲げる機関・団体から推薦された者等をもって構成する。
- (2) 委員の任期は2年とする。
- (3) 協議事項により、必要に応じ、別紙以外の機関も構成員とすることができる。

3. 協議会の役割

協議会は、次の役割をもつこととする。

- (1) 地域や職域の健康実態の把握と課題分析
- (2) 県関係課や保健医療専門団体等健康づくり事業実施者と保険者、労働衛生行政機関や経営団体との総合調整
- (3) 地域や職域への健康づくりに関する情報の発信
- (4) その他、地域と職域が連携した健康づくりの推進に関すること

4. 協議事項

- (1) 健康実態の把握と課題分析に基づく地域と職域連携した健康づくり施策
- (2) 県関係課や保健医療専門団体等健康づくり事業実施者と保険者、労働衛生行政機関や経営団体との総合調整を担う事業等
- (3) 地域や職域への情報発信で取り扱う内容
- (4) 小規模事業所における健康づくりの取り組みの推進方策
- (5) その他必要な事項

5. 運営

- (1) 協議会は年1～2回程度開催とする。
- (2) 協議会に座長を置き、座長が会議の進行を行う。
- (3) 座長は、構成員の互選とする。
- (4) 必要に応じて、実務者レベルによるワーキングチームを設置する。
- (5) 協議会の庶務は、島根県健康福祉部健康推進課において処理する。

附則

この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

(改正) この要綱は平成19年2月13日から施行する。 (構成団体の追加)

(改正) この要綱は平成19年6月29日から施行する。 (座長の互選)

(改正) この要綱は平成21年1月15日から施行する。 (構成団体の追加)

(改正) この要綱は平成22年4月22日から施行する。 (構成団体の変更)

(改正) この要綱は平成24年3月14日から施行する。

(改正) この要綱は平成26年12月18日から施行する。 (協議会開催回数の変更)

別紙

島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会構成機関・団体

島根県医師会
島根県歯科医師会
島根県看護協会
島根県栄養士会
島根県経営者協会
島根県商工会議所連合会
島根県商工会連合会
島根県労働者福祉協議会
健康保険組合連合会島根連合会
全国健康保険協会島根支部
島根県国民健康保険団体連合会
島根県環境保健公社
島根県厚生農業協同組合連合会
島根労働局労働基準部
島根産業保健総合支援センター
島根県商工労働部雇用政策課
島根県健康福祉部障がい福祉課
島根県健康福祉部薬事衛生課
島根県保健環境科学研究所
島根県健康福祉部健康推進課（兼 事務局）